



Title	生活協働組合労働と家庭内労働
Author(s)	田中, 秀樹
Citation	社会教育研究, 5, 26-35
Issue Date	1984-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28436
Type	bulletin (article)
File Information	5_P26-35.pdf



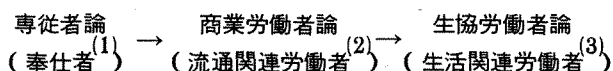
[Instructions for use](#)

生活協同組合労働と家庭内労働

田中秀樹

1 生協労働者の性格をめぐって

生協労働の性格とかかわって、従来の生協労働者の性格についての議論の流れを整理してみると、大まかな流れは次のようになると思われる。



この流れは、生協労働の生成、発展過程にほぼ対応している。生協労働の生成、発展過程を、a. 組合員同士の共同労働の段階、b. 組合員の中から専従者が形成された段階、c. 社会的専門労働者として生協労働者の広範な形成がみられる段階、として整理すれば、大まかに、専従者論はbの段階に、商業労働者論、生協労働者論はcの段階に対応する。

生協労働者の性格規定にたちもどって、まず奉仕者規定についてみれば、それは生協労働者の「構成員に奉仕する労働」としての公務労働的性格に着目されたものと思われる。一方、流通関連労働者規定においては、商業労働的性格がより強調されている。またそこでは、生協労働者の労働者性の確立にひとつの力点がおかれていた。

現段階の生活関連労働者規定は、オイルショック以降の生活擁護運動の盛りあがりをもふまえ、労働の専門性をより問題にしていこうとしていると思われる。⁽⁴⁾そこでは商業労働としてだけではとらえきれない生協労働の性格を、狭義の生活過程における生活にかかわる労働との関連で問題にしていこうとしていると思われる。

しかしこうした生協労働の公務労働的性格、商業労働的性格、生活にかかわる労働との関連の相互関係の整理は、まだ多くが今後の課題として残されている。

小論の課題は、こうした生協労働の公務労働的性格、商業労働的性格、生活にかかわる労働との関連の相互関係についての整理を試みることであるが、ここにはすでに重要な手がかりがある。それは、山田定市氏の次のような整理である。⁽⁵⁾

2 生協労働内容について山田氏の整理

山田氏は、生協労働を「その成員である労働者、勤労住民の生活にかかわる労働がどのような内容で構成されており、それらがどのような条件のもとで共同労働として形成・発展するか⁽⁶⁾」という視点から

考察される。そして生協労働の内容を、生活にかかわる労働の共同労働、協同組合商業労働、文化・福祉・教育などの公共的・社会的サービス労働（公務労働的な労働）として把握される。そのうち生活にかかわる労働が生協労働の根幹をなすことが指摘されている。

このように山田氏の整理では、生協労働の内容が、生活にかかわる労働の共同労働の形成という視点を基軸に、生協労働内容の3つの構成部分として把握されているように思われる。しかし生協労働内容が、こうした三種類の労働によって構成されていると前提した上で、三種類の労働の相互関係についてみると、今ひとつ不明確な点、疑問点が生まれてくる。

第1に、生活にかかわる労働と協同組合商業労働の関連について、協同組合商業労働も「生活にかかわる労働の共同労働の形成」という視点から統一的に把握しうるかどうか、しうるとすればどのように整理されるかという点である。またこの点にかかわって、「生活にかかわる労働の共同労働の形成」視点から把握される協同組合商業労働と資本主義的商業労働の区別と関連をどう整理するかという論点も生じてくる。

第2に、生活にかかわる労働の共同労働と公共的・社会的サービス労働との関連の問題についてである。山田氏は後者を生活にかかわる労働以外の諸活動の展開の中で、専門的に形成された労働と把握されている。つまり成員の生活にかかわる労働と活動の区別が、そのまま生協労働における生活にかかわる労働の共同労働と公共的・社会的サービス労働の区別へと展開されていると思われる。狭義の生活過程における労働と活動を区別する視点は重要であるが、氏の場合、活動の中に教育や福祉といった家庭内でのサービス労働と呼ぶことも可能なものも含まれている点は疑問に思われる。

第3に、以上の点と関わるのであるが、公共的・社会的サービス労働や協同組合商業労働と区別される生活にかかわる労働の共同労働の独自内容が、明示されてなくその内容が理解しにくい点がある。

第4に、公共的・社会的サービス労働についてのみ内容的な点から「公務労働的な労働」と性格づけているが、内容的な点からいえば生活にかかわる労働の共同労働や協同組合商業労働は「公務労働的な労働」ではないのかという疑問が残る。芝田進午氏の公務労働の分類によれば、⁽⁷⁾公的サービス労働以外に、協同組合商業労働と関わる社会的消費部門や社会的流通部門における労働も公務労働の内容を構成する。したがって労働内容の点からのみ公務労働を規定することには疑問が残る。

以上の諸論点のうち第1、2、3の点は、基本的には、山田氏が生活にかかわる諸労働の内容把握の重要性を指摘しつつも、その内容把握にふみこんでいない点によっているものと思われる。すなわち生活にかかわる労働の内容構成の整理が進めば、生協労働の内容はより明確に整理されるものとする。

それでは次に、生活にかかわる労働が中心的に行なわれている家庭内労働の内容について整理してみよう。

3 家庭内労働の内容と性格

労働者家族の家庭内における狭義の生活過程にかかわる労働について、従来、生活手段を労働対象とする労働、人間そのものを労働対象とする労働の2種類の労働が存在することが指摘されている⁽⁸⁾。そして、荒又重雄氏と池上惇氏によって、次のような性格づけと命名が行なわれている。

荒又氏は、「生活手段を純消費（『物が人に化する』ところの消費—引用者）するまでに入りこむ労働を、商品の不生産的な消費すなわち商品を生産するためではない消費のために必要な労働といういみで、『消費労働』と名づけられ、「消費労働のうち、サービスとして購入されて消費費用となることなく、家族員に担われる部分を『家事労働』と名づけられる。また「育児・教育・看護など、家族員を直接の対象とする『労働』」について、「物に媒介されぬものなので『純サービス』と名づけられる。そして「純サービスのうち家族員が相互に配慮しあう部分と家事労働とを合して、『家庭内労働』と名づけられるのである。

また池上氏は、生活手段を労働対象とする労働を「生活手段整備労働」と名づけられ、人間そのものを労働対象とする労働を「保育・教育・訓練・医療労働」と名づけられる⁽⁹⁾。

以上、2人の整理を表にすると次のようになる（表1）。家庭内労働を2種類にわけ性格づける点では、その性格づけに多少の相異はあるものの、区別の視点は共通である。

表1

家庭内労働	荒又氏	池上氏
生活手段を労働対象とする労働	家事労働（消費労働）	生活手段整備労働
人間そのものを労働対象とする労働	純サービス	保育・教育・訓練・医療労働

ところで家庭内労働の内容は、以上の2種類の労働につきるのであろうか。次に家庭内労働の内容をもう少し詳しく検討してみることにしよう。

その手がかりとして伊藤セツ氏の分類がある⁽¹⁰⁾（表2参照）。伊藤氏は、荒又氏の整理に依拠して分類していると思われるが、その分類にはいくつかの検討すべき点が含まれている。

第1に注目されるのは、家事労働の内容を購入労働と消費労働にわけている点である。こうした区別は、荒又氏や池上氏にはない新たな整理であるが、消費労働と区別される購入労働についての特別の説明はない⁽¹¹⁾。しかしこの区別は重要である。なぜなら購入過程は「物が人に化する」消費過程ではなく、基本的に交換過程、商品流通過程の末端に位置づくものであるからである。この点、マルクス主義商業経済論で、商品流通過程を、売買過程という純粋な商業（交換過程）と、保管、運送などの物的流通に伴なう追加的生産過程（流通過程に延長された生産過程）の二側面を区別しつつ統一して把握していることが参考になる⁽¹²⁾。商品流通過程における売買過程という交換過程と、追加的生産過程という流通過程に延長された生産過程が理論的に区別されるように、売買過程の末端としての生活手段購入労働と「物

表2 伊藤氏の家庭内労働の分類

A 家 事 勞 働	I 購入労働
	II 消費労働
	(1) 自家生産的
	(2) 保 管
	(3) 追加的加工 料 理 裁 縫 家庭大工
B サ ー ビ ス	(4) 修 繕 洗 濯 つくろい
	(5) 環 境 整 備 整理・整頓 掃 除 ゴミ処理 食器洗い
	育 児 教 育 看 護 世 話
	C 家 政 管 理
	計 画 { こんだて 予 算 録 家計簿 学 習 { 家事・育児について 商品知識について

注)伊藤セツ「家事労働の政治経済学」
(大森他著『家事労働』光生館,1981
年) pp. 220~221。

が人に化する」消費労働(生活手段整備労働)はきちんと理論的に区別すべきであろう。生活手段購入労働は、生活手段整備労働のように直接的に生活手段を労働対象とするものではないと思われる。⁽¹³⁾すなわち社会的物質代謝を媒介する労働と自然と人間との物質代謝を媒介する労働との区別がそこにはあると思われるのである。

したがって荒又氏や池上氏が整理された家庭内労働の内容に、生活手段整備労働(消費労働)とは区別される生活手段購入労働を新たにつけ加えるべきであろう。

第2に、表2では家政管理労働が独自項目としてもうけられているが、これが家庭内労働の労働内容として独自項目化されるべきかどうかという点についてである。家政管理労働は、計画、記録、学習と細分的に内容が記載されているが、これらは種々の家事労働やサービスに付随して現われる構想や計画、管理などにかかわる精神的労働である。それらが自立化し、現象的に家庭内労働の内容に分類されるとしても、本源的に家庭内労働の内容として分類されるものではないであろう。

第3に、表2には明示されていないが、家庭内労働にのみ限定されない家庭内の諸活動をどのように取り扱うかという点である。この点について、伊藤氏は労働と労働力商品を区別した上で「労働力を……広い生命活動をも含めた広義の意味でとらえ」⁽¹⁴⁾ることによって、すなわち人間活動力を労働力と理解することによって解決する。しかし家庭内サービスや、さらには生協においてみられる成員の生活文化にかかわる諸活動や平和を求める活動等も含めて労働

と呼ぶことには抵抗がある。かといって家庭内サービスはすべて活動であり、家事労働は労働であるとする理解には、家庭内サービスに含まれる育児は労働ではないのか、といった疑問が生ずる。こうした点をどう統合的に説明しうるかは困難であるが、人間の「自己活動」(生命活動)と「労働」の区別と関連についての、次のような中川弘氏の整理が示唆的である。⁽¹⁵⁾中川氏は、「自由な生命活動」(自己活動)と「労働」、そして階級的な強制のもとでの賃労働の三者の関連を次のように把握される。「『労働』はそれ自体」「一種の『強制された労働』(『窮迫と外的合目的性』に規定される点で一引用者)」であり、したがって「『自由な生命活動』(自己活動)の疎外された形態、疎外された『生命活

動』であり、階級関係下の二重の意味での強制された労働は、疎外された『生命活動』のさらに疎外された形態、疎外された『労働』である」と整理される。

家庭内の諸活動に限らず、家庭内労働が、資本に従属する資本主義的労働に比べて個別・私的性格が強いがゆえに、人間的営みとしての性格を強くもつこと⁽¹⁶⁾、より人間的活動に近いことが指摘されてきているが、この点からも、以上の労働と活動の区別と関連についての中川氏の整理は示唆的であると思われる。

以上の考察から、家庭内労働及び労働に限られない諸活動の内容について、結論的に提示すると次のようになる。

家庭内労働は、①生活手段購入労働、②消費労働（生活手段整備労働）、③サービス労働（保育・教育・訓練・医療労働）によって構成される。これに労働に限られない家庭内における諸活動が加わるのであるが、それは家庭内サービスだけに関わるのではなく、家事労働にも関わり、活動が労働と区別されるのは、「窺迫と外的合目的性」といった労働の「費用的手段の性格」から解放されているかどうかによるのである。

4 家庭内労働の社会化と生協労働

これらの家庭内労働は、資本主義のもとでの生産力の発展によって次第に変容をとげるが、それは家庭内労働の社会化といいあらわすことができる。

家庭内労働の社会化は、次の3つの径路によって進められる。⁽¹⁷⁾第1に家庭内労働の、資本の直接的支配下の産業労働による代替、第2に公務労働による代替、第3に労働者家族同士の協業を基礎とする協同組合労働への転化、の3径路である。このようにここでは生協労働は、家庭内労働の自主的な社会化形態として位置づけられる。

家庭内労働・活動	生協労働への転化
生活手段購入労働	協同組合商業労働
生活手段整備労働	
保管	
追加加工	
修繕整備	
サービス労働	協同組合サービス労働
育児	
教育	
医療世話	
生活諸活動	

態として位置づけられる。

こうした家庭内労働の自主的な社会化形態としての生協労働の内容を、家庭内労働との関連でどのように整理できるかが次の課題である。先ほど整理した家庭内労働・活動と、生協労働との内容的な関連を図示してみよう。

図のように、家庭内労働の社会化との関連で把握される生協労働内容は、大きく協同組合商業労働と協同組合サービス労働の二種類の労働である。しかしこの整理には、急いでいくつかの留意点を付記しておくことが必要である。

第1に、協同組合商業労働を共同購入を基礎

とする純粋な協同組合商業労働と、社会化された生活手段整備労働（たとえば家庭内在庫の社会化による生活手段保管労働）の2つにわけるとも可能である。しかし商品流通過程が、売買過程を起動力としながら追加的生産過程と混在、不可分であるように、ここでは共同購買・分配過程が社会化された保管、追加加工の過程と不可分であることから、一括して協同組合商業労働として把握することにする。しかし協同組合商業労働の内容に、交換過程にかかわる労働と消費過程にかかわる労働の2側面が含まれていることは明確に区別しておくべきである。

この点は、交換過程の価値的側面、すなわち資本主義のもとでは価値実現過程における生協の流通費用節約機能と、商品流通においていかなる商品をどのように供給しているか、という素材面での生協の機能の両面を、協同組合商業労働の機能として正しく位置づけていくこととかがわっている。従来、商業資本論的アプローチからの協同組合論における流通費用節約説は、価値的な側面での生協の経済的機能については正しく把握しつつも、素材面での生協の経済的・社会的機能を軽視する傾向にあったと思われる。その点で協同組合商業労働の内実には、消費過程にかかわる労働が含まれていることを指摘しておくことは重要であろう。⁽¹⁸⁾

第2に、協同組合商業労働、協同組合サービス労働が生協労働の業務内容のすべてをなすわけではない。協同組合商業労働、協同組合サービス労働は、あくまで家庭内労働の社会化との関連での生協労働内容の整理である。従来家庭内労働として行なわれていなくても、生産力の発展に伴ない、生活過程にかかわる新たな専門労働として形成される社会的労働が存在することを忘れてはならない。いわゆる生活の社会化は、家庭内労働の社会化を基礎としながらもそれにとどまらない内容をもつ。

そのような社会的労働のうち生協労働とかがわってはどのようなものがあるだろうか。思いつくままにあげれば、少なくとも、相互扶助形態をとる協同組合保険労働（保険業務）と、生協店舗や集会施設の管理運営にかかわる共同生活手段管理労働をあげることができる。したがって生活の社会化との関連で生協労働の内容を整理すれば、協同組合商業労働、協同組合サービス労働以外に、協同組合保険労働や共同生活手段管理労働も含まれてくる。⁽¹⁹⁾

5 生協労働の民主主義的性格

生協労働の内容は、狭義の生活過程と密接に関わる労働であった。こうした生活過程と密接に関わる労働が、生協労働として行なわれているということは、どのような意義をもつのであろうか。

先に述べたように、家庭内労働の社会化は協同組合労働によってのみでなく、産業労働や公務労働によって担われている。現段階ではこうした社会的専門労働として行なわれている生活にかかわる労働なくしては、生活を営むことは不可能である。ところで家庭内労働が社会化されることによって家庭内労働の内容が変容をとげることは確かであるが、家庭内労働が消滅してしまうわけではない。⁽²⁰⁾ここで、「家族内の労働は、社会内の分業を担う専門職者たちの補助労働に転化」されるという池上惇氏の指摘が示⁽²¹⁾

峻である。すなわち補助労働に転化された家庭内労働は、社会的専門労働と結びつき支えあうなかで、人間生活や家族の発達が行なわれていくのである。その場合、家庭内労働と社会的専門労働の密接な結びつき支え合いの関係が形成されているか、あるいは切り離されているか、また相互に支え合っているか、その相互の労働編成のあり方はどのようになっているかが問われなければならない。

協同組合労働の担い手は、生協労働者と組合員である。⁽²²⁾ 家庭内での家事の共同分担と家族の枠をこえた組合員の共同労働、そして社会的専門労働の3つが密接にかかわりあい、相互に支えあう関係として、重層的な民主主義的労働編成がなされるのが協同組合労働編成の特質である。⁽²³⁾ 公務労働も同様の側面をもつが、住民の権利性が後退し官治主義が強く貫かれる場合は、家庭内労働との関係は切り離されたものとなる。産業労働の場合は、その営利主義から家庭内労働との関連は考慮されないか、マーケティング過程の一環として組み込む形で編成しようとする。⁽²⁴⁾

このように協同組合労働は、家庭内労働と社会的専門労働との民主主義的労働編成の1つの典型となりうる性格をもっている。また生協労働においては、社会的専門労働編成自体が、家庭内労働との関連を強くもつなかで民主主義的に編成される可能性をもつ。この点から協同組合商業労働の、資本主義的商業労働との1つの大きな相異点は、家庭内労働と社会的専門労働の民主主義的編成がなされる中で、社会的専門労働自体も民主的に編成される点である。⁽²⁵⁾ こうした点は協同組合商業労働の独自性であると同時に、資本主義的商業労働をも民主主義的に統制する展望を示すものである。

ところで生活にかかわる社会的専門労働の民主主義的編成の実現とは、内容的に社会的共同業務の再建とかかわりあうものと思われる。このような生協労働の形成は、労働者の生活過程を社会的に結合させ、労働力の再生産を社会的形態で達成していく方向性への前進であり、新しい水準での生活の共同的諸条件の再構築である。

したがって内容的には公務労働と重なりあうものであるが、こうした点から生協労働を公務労働と単純に性格づけることはできない。また生協労働のうち協同組合サービス労働のみを公務労働と把握することはできない。協同組合商業労働も、協同組合保険労働も、共同生活手段管理労働も、内容的にはいわゆる「社会の共同業務」であり、将来の公務労働である。

公務労働とは、労働の具体的有用性という労働の質からのみ規定されるものではなく、「労働の社会全体に占める位置と社会の他の部分との関連にかかわって」⁽²⁶⁾ 規定されるものとする。そこでの公務労働の社会的共同業務としての性格は、住民の共同利益を担う権利意識と結びついてこそあらわれることになる。権利性と権力性、営利性との対抗関係の中で、共同性が問われるのであり、権利性、住民の民主主義的統制に裏うちされたものを真に社会的共同業務と呼ぶことができる。⁽²⁷⁾

生協労働は、労働内容的にもその民主主義的性格からも社会的共同業務の内容をなすが、社会的共同業務ではない。つまり「労働の社会全体に占める位置」との関連では、その共同業務性は協同組合の範囲内に限られ、したがって公務労働ではない。しかし協同組合の内部に限定すれば、つまり組合員にとってみれば、その労働が公務労働的性格をもつといえるのである。その点に生協労働者＝奉仕者規定の根

拠をみることができるのであるが、労働者性をみない奉仕者規定の一面強調は誤りであることはいうまでもない。

以上、山田先生の議論を手がかりにし、それに多くを学びながら家庭内労働とかかわらせて生協労働の内容、生協労働の民主主義的性格について述べてきた。重複をさけ、小論の課題にてらしてあらためてとりまとめることはしないが、一応の私見を示したものと思う。不十分なところが多く、粗雑な議論ではあるが、多くの方の批判をお願いしたい。

註

- (1) 1940～50年代前半にかけて結成されたいくつかの生協労働者の組合は、従業員組合、従業員懇話会として結成されており、生協労働者という呼称も、労働者意識もまだみられない。労働者意識が芽生え、生協労働組合が全国的に結成されていくのは、1960年代前半の流通再編下の生協経営危機を反映した「合理化」攻撃との闘いを契機としている。
- 専従者論は、伝統的な生協労働者論であるが、従来生協理事会や経営担当者から「合理化」攻撃と結びついて提起されてきた経過もあり、その一面強調は危険である。しかし生協労働のひとつの側面を表現していることも事実であり検討に値する。
- (2) 生協労連編『流通再編と商業労働者のたたかい』民衆社、1970年。美土路達雄「労働者のための生協論」（生協労連編『生協労働者と生協運動』民衆社、1976年）。
- (3) 美土路達雄「80年代における生協運動の役割と生協労働者」（生協労連編『生協運動を住民の中へ』民衆社、1980年）p. 42。
- (4) 流通関連労働者規定から生活関連労働者規定への展開は、生協の事業内容の拡大とともに、生協における労働組合運動の発展を背景にしている。生協労働者の専門性と労働者性の関連については、生協労連の見解として、鈴木彰「生協運動上での生協労組の今日的な役割」（坂寄俊雄編『地域生活と生協運動』法律文化社、1981年）pp. 216～220。労働者性を基礎におく点では賛成であるが、専門性の位置づけが不十分ではないかと思う。この点については、拙稿「生協の経営構造と生協労働者」（『生活協同組合研究』104号 生活問題研究所、1984、8）参照
- (5) 山田定市「生活問題の現段階と協同組合」（北海道大学『教育学部紀要』第42号、1983年）。
- (6) 山田前掲論文、p. 24。
- (7) 芝田進午『公務労働の理論』青木書店、1977年、pp. 40～41。
- (8) 荒又重雄『価値法則と賃労働』恒星社厚生閣、1972年、pp. 182～183。池上惇『現代国家論』青木書店、1980年、p. 104。同（島恭彦監修『講座現代経済学Ⅰ』青木書店、1978年）p. 10。
- (9) ところで人間そのものを労働対象とする労働が、すぐれて「人間発達を保障する労働」であることが指摘されている。柳ヶ瀬孝三「人間発達を保障する労働」（基礎経済科学研究所編『人間発達の経済学』青木書店、1980年）。池上氏にも同様の指摘がみられるが、より広く生活に関わる労働

全般に関わって述べられているように思われる。

- (10) 伊藤セツ「家事労働の政治経済学」（大森和子他著『家事労働』光生館，1981年）pp. 220～221。
- (11) 伊藤氏も執筆されている『家庭管理論』（宮崎・伊藤編，有斐閣新書，1978年）において，家事労働部分を執筆されている天野寛子氏は，家事労働について伊藤氏と同様の分類を行ない，消費労働と購入労働を区別されているが，ともに「生活手段を整える労働」として説明されている。購入労働の独自性は，あまり明確に意識されていないように思われる。
- (12) 角谷登志雄『現代の商業と変革』ミネルヴァ書房，1976年，第1章。
- (13) この点について，加藤義忠氏が，「交換・流通労働対象は，労働過程の産物である生産物ではなく，これを媒介してとりむすばれる人と人との関係，すなわち交換・流通関係である。具体的には，生産者であり，消費者である。」と述べているのは示唆に富む。加藤義忠「商品流通過程の二側面性（下）」（関西大学『商学論集』第20巻2号，1980年6月），p. 36注（42）参照。この理解を基礎にすれば，生活手段購入労働の労働対象は市場関係にはかならない。
- (14) 伊藤セツ「序論」（大森他著前掲書）pp. 5～6。
- (15) 中川弘「唯物論的歴史観の確立」（服部文男編『講座史的唯物論と現代2，理論構造と基本概念』青木書店，1977年）pp. 26～29。
- (16) 山田定市「地域産業の生産力構造と住民諸階層」（『地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究』北大教育学部産研施設研究報告書No. 23，1982，3月）pp. 5～6。
- (17) 荒又重雄『賃労働論の展開』御茶の水書房，1978年，p.208。
- (18) このように指摘したとしても，共同購買過程と社会化された保管・追加加工過程（消費過程に延長された生産過程）における労働を，協同組合商業労働の価値的側面と使用価値的側面とし，そこに二重性をみているわけではない。それらは協同組合商業労働の二側面ではあるが，それぞれ性格の異なる労働である。したがってそれぞれについて価値的側面と使用価値側面をみしておく必要がある。この点について商業の二重性についての論争が参考になる。
森下二次也『現代商業経済論』有斐閣，1960年，pp. 42～50。加藤義忠「商品流通過程の二側面性（上）（下）」（関西大学『商学論集』第19巻2号，20巻2号）。角谷前掲書。
- (19) 保険を「社会の共同業務」と理解し，保険労働についても考察している文献として，本間照光，小林北一郎『社会科学としての保険論』汐文社，1983年。
- (20) 山田定市前掲論文，p. 26。
- (21) 池上前掲書，p.105。
- (22) 山田前掲論文，p.27。
- (23) しかし協同組合労働編成のあり方は生協の経営構造のあり方によって異なっており，たとえば共同購入型生協と店舗型生協では，共同購入型生協の方が家庭内労働とのかかわりが強い。

- (24) 産業労働の場合、とりわけその一端を担う商業資本にとって家庭内労働との関連をまったく無視してしまうわけにはいかない。彼らは販売促進の一環として家庭内労働を取りこもうとする。堤清二『変革の透視図』（日本評論社、1979年 p.49）において、堤氏は、流通は「資本の論理」と「人間の論理」の「接点」にたっており、「資本の論理だけでは流通理論はなりたたない」と述べている。
- (25) 拙稿「生協の経営構造と生協労働者」。
- (26) 重森晔『地域と労働の経済理論』青木書店、1981年、p.136。
- (27) 「社会の共同業務の民主主義性」については、小森治夫「社会の共同業務と公務労働」（重森晔編『地域のなかの公務労働』大月書店、1981年）参照。